

特定非営利活動法人日本腎不全合併症医学会が発行する書籍等に掲載されている著作物の
転載等利用料金規程

令和6年4月10日理事会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本腎不全合併症医学会が発行する書籍等の転載等許諾に関する規程（以下「転載等許諾規程」という。）第7条の規定に基づき、特定非営利活動法人日本腎不全合併症医学会（以下「本学会」という。）が発行する書籍等（以下「書籍等」という。）に掲載されている著作物を准営利（商業誌等）又は営利（商用を目的とする販売促進用資料等）を目的として利用する場合の料金について定めるものとする。

(料金)

第2条 転載等許諾規程第3条に規定する目的として転載利用しようとする申請者は、別表に定める料金を本学会に支払うものとする。

(その他)

第3条 本規程を改正する場合は、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は、令和6年4月10日から施行する。

別表

【転載料金】

(税別)

利用種別		准営利		営利		備考
利用目的		主に准学術（商業誌）		商用を目的とする場合 （販売促進用資料等）		
転載する図表の数		図表 3 点まで	図表 4 点以上	図表 3 点まで	図表 4 点以上	
部 数	1 万部まで	30,000 円	40,000 円	80,000 円 (50,000 円)	120,000 円 (90,000 円)	※ 1
	1 万部以上	60,000 円	80,000 円	160,000 円 (100,000 円)	240,000 円 (180,000 円)	※ 1
資料等を上映・公衆送信（スライド・動画，ウェブサイト，アプリケーション利用など）する場合の転載複写		60,000 円	80,000 円	160,000 円 (100,000 円)	240,000 円 (180,000 円)	※ 1, 2

※ 1. 営利の欄の（ ）内の金額は，日本腎不全合併症医学会賛助会員が利用する場合の料金を示す．

※ 2. 資料等を上映・公衆送信（スライド・動画，ウェブサイト，アプリケーション利用など）する場合の転載複写の利用期間は許諾した案件ごとに承認日から 1 年とする．

承認日から 1 年を経過し，継続して転載を希望する場合には 1 年ごとに再申請する必要がある．

※ 3. 上記にあてはまらないものについては，総務委員会で協議の上，決定する．